

## 公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

地域一体となった交通空白解消に向けた体制強化支援業務委託について、公募型プロポーザル方式により契約の相手方の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和8年5月12日

吉野町長 中井 章太

### 1 業務の概要

- (1) 業務の名称 地域一体となった交通空白解消に向けた体制強化支援業務委託
- (2) 業務の目的 町民及び本町を訪れる観光客等の移動ニーズに応えるため、既存の公共交通等を補完する役割として、地域や事業者等が主体的に地域公共交通のあり方を検討し、実践できる新たな体制を整備することを目的とする。
- (3) 業務の内容 「地域一体となった交通空白解消に向けた体制強化支援業務委託仕様書」のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日から令和9年1月31日まで

### 2 参加資格

1の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団に該当しないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 令和3年4月以降（過去5年間）に地域公共交通に関する調査業務等の実績を有し、本委託業務を適切に履行できる者。

### 3 応募手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）  
〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町上市80-1  
吉野町役場 町長公室（担当 紙西）  
電話 0746-32-3081 ファクシミリ 0746-32-8855  
電子メールアドレス koushitsu@town.yoshino.lg.jp

(2) 実施要領等の交付

実施要領その他の資料の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和8年5月12日（火）から5月22日（金）までの午前9時から午後5時まで。ただし、閉庁日を除く。

イ 交付場所

上記3(1)に同じ。（吉野町ホームページにおいてもダウンロード可）

ウ 交付する書類

実施要領、仕様書、参加申込書等

(3) 実施要領等に対する質問期限及び回答

ア 実施要領、仕様書等に対して質問することができる者は、上記2の参加資格を満たしている者とする。

イ 質問方法

- ・ 質問書（様式は実施要領に添付）により電子メールで行うこと。（郵送、持参、FAX 不可）
- ・ メール件名に「プロポーザル質問. 送信年月日（西暦8桁）. 会社名」を入力し、添付の1ファイルにまとめて送信すること。
- ・ 受信後、着信した旨の確認メールを返信する。

ウ 質問期限

令和8年5月19日（火）午後5時までに必着  
質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

エ 回答方法

ホームページにおいて掲載する。

オ 回答日

令和8年5月21日（木）予定

(4) 参加申込書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる提出書類を提出すること。

ア 提出書類

- (ア) 参加申込書（様式1）
- (イ) 類似業務受注実績（様式2）
- (ウ) 会社概要（パンフレット等）

※提出書類の詳細は、実施要領に従い、上記書類(ア)、(イ)を正1部提出すること。

(ウ)については、正1部、副5部の計6部提出すること。（パンフレット等既製品については副である必要はない）

イ 提出場所 上記3(1)に同じ。

ウ 提出方法及び期限

(ア) 持参による提出 令和8年5月25日（月）午後5時まで

(イ) 郵送による提出 書留とし、令和8年5月25日(月)までに必着のこと。

(5) 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる提出書類を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書

(イ) 価格見積書(様式任意)

※提出書類の詳細は、実施要領に従い、上記書類を正1部、副5部の計6部を提出すること。

イ 提出場所 上記3(1)に同じ。

ウ 提出方法及び期限

(ア) 持参による提出 令和8年5月29日(金)午後5時まで

(イ) 郵送による提出 郵便書留とし、令和8年5月29日(金)までに必着のこと

(6) プロポーザルの評価結果の結果通知

プロポーザルは、当町において審査しプロポーザルを提出した全者に対し、その結果をメールで通知する。

ア 通知日 令和8年6月3日(水) 予定

(7) その他

ア 失格となる企画提案書

企画提案書が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

(ア) 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの

(イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの

イ その他

(ア) 提出書類の作成等参加に係る全ての費用は、提案者の負担とする。

(イ) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。

(ウ) 全ての提出書類は、返却しない。

(エ) 提出された企画提案書は、業者の特定以外には提案者に無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。

(オ) 提出された書類は、業者の特定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

4 その他の留意事項

詳細は、実施要領、仕様書等による。